

姫路赤十字看護専門学校同窓会会則（旧）

第1章 総則

（名称）

第1条 本会は、姫路赤十字看護専門学校同窓会と称す。

（目的）

第2条 本会は、崇高なる赤十字主義に基づき、相互の親睦を図り品性の陶冶、技術の向上につとめ、赤十字事業に協力し以て社会福祉に貢献することを目的とする。

（事務局）

第3条 本会は、本部事務局を姫路市下手野一丁目12番1号姫路赤十字病院看護部内に置く。

第2章 会員

（会員）

第4条 本会の会員は、次のとおりとする。

（1）正会員 姫路赤十字看護専門学校の卒業生

（2）准会員 姫路赤十字看護専門学校の在学学生

2 会員は、改姓、住所変更が生じた際には、速やかに本会に届け出なければならない。

姫路赤十字看護専門学校同窓会会則（新）

第1章 総則

（名称）

第1条 本会は、姫路赤十字看護専門学校同窓会と称する。

（所在地）

第2条 本会は、次の所在地に本部事務局を置く。
姫路市下手野一丁目12番1号

（目的）

第3条 本会は、崇高なる赤十字主義に基づき、相互の親睦を図り品性の陶冶、技術の向上につとめ、赤十字事業に協力し以て社会福祉に貢献することを目的とする。

（活動）

第4条 本会は前条の目的達成のため次の活動を行う。

1. 会員相互間の連絡及び振興に関する事項（会員名簿の管理含む）。
2. 母校の発展及び社会への寄与に関する事項。
3. その他前条目的達成のために必要な事項。

姫路赤十字看護専門学校同窓会会則（旧）

第3章 役員

（役員）

第5条 本会には、次の役員を置く。

- （1）会長 1名
- （2）副会長 2名
- （3）理事 5名
- （4）幹事 各クラス1名
熊本2名
長崎1名
- （5）書記 1名
- （6）会計 1名

（役員の選出）

第6条 本会役員の選出は、次の方法による。

- （1）会長、副会長、理事は総会に於いて正会員の中から選出する。
- （2）幹事は、各クラス、熊本、長崎支部で互選する。
- （3）書記、会計は、会長が任命する。

（役員の任期）

第7条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

（役員の任務）

第8条 本会の役員の任務は、次のとおりとする。

- （1）会長は、一切の会務を総括し、総会および理事会の議長とする。
- （2）副会長は、会長を補佐し、会長に事故のある時は副会長の1名が会長の職務を代行する。
- （3）理事は、会長の旨を受け会務を司る。
- （4）幹事は、理事と連絡を密にし、その担当クラスの動静を会長に報告する。

（顧問）

第9条 本会に顧問をおき、会長がこれを委嘱する。

姫路赤十字看護専門学校同窓会会則（新）

第3章 役員

（役員）

第7条 本会には、次の役員を置く。

- 1. 会長 1名
- 2. 副会長 2名
- 3. 理事 5名
- 4. 書記 1名
- 5. 会計 1名

（役員の選出）

第8条 本会役員の選出は、次の方法による。

- 1. 会長、副会長、理事は総会に於いて正会員の中から選出する。
- 2. 書記、会計は、会長が任命する。

（役員の任期）

第9条

- 1. 役員の任期は次期総会までとし、再任を妨げない。
- 2. 役員は任期満了の場合においても、後任者が就任するまではその職務を行うものとする。
- 3. 役員の欠員補充については、理事が推薦した委員を理事会で承認し、次期総会で報告しなければならない。

（役員の任務）

第10条 本会の役員の任務は、次のとおりとする。

- 1. 会長は、一切の会務を総括し、総会および理事会の議長とする。
- 2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のある時は副会長の1名が会長の職務を代行する。
- 3. 理事は、会長の旨を受け会務を司る。
- 4. 書記及び会計は、本会に関する企画、運営、記録、及び連絡にあたり、本会の金銭出納に関する事務を処理する。
- 5. 経理に関する業務の監査については、役員2名が兼任しその職務を行う。

（顧問）

第11条 本会に顧問を置くことができる。会長がこれを委嘱する。

姫路赤十字看護専門学校同窓会会則（旧）

第4章 会議および総会

（総会）

第10条 本会は、2年に1回総会を開くものとする。

（理事会）

第11条 会議は、理事会とし、会長がこれを招集する。

第5章 会費および会計

（会費）

第12条 会員は、会費を納入することとする。会費および納入方法は次のとおりとする。

- （1）会費は、年額2,000円とし、その中から1,000円を同方会本部へ納入し、残り1,000円を本会費とする。但し、熊本支部、長崎支部は本会費のみを納入し、同方会へは直接振り込むものとする。在学生からの会費徴収は行わない。
- （2）卒業後入会時は、入会金200円を納入するものとする。
- （3）入会時に永久会費36,000円を納入するものとする。（平成20年度卒業生108回生より）
- （4）名誉会員は、会費免除とする。（名誉会員は、戦時・平時の活躍を認められ、国以上の叙勲をいう。）
- （5）卒業後50年以上の会員は、会費免除とする。
- （6）卒業後19年以上50年未満の会員は、同方会費年額1,000円のみを納入するものとする。
- （7）会費納入は、総会時とする。

（会計）

第13条 本会の資金は、補助金、寄附金、会費、その他臨時事業により生ずる収益をもって充てる。

（会計帳簿検査）

第14条 本会の会計は、役員の中より2名を互選し、会計帳簿を検査する。

姫路赤十字看護専門学校同窓会会則（新）

第4章 会議および総会

（総会）

第12条 総会は、3年に1回開くものとし、役員を選出および会務の重要事項の審議と会員の親睦の場とする。

（理事会）

第13条 理事会は本会役員で構成し、会議は、「理事会」とし会長がこれを招集する。

第5章 会費および会計

（会費）

第14条 会員は、会費を納入することとする。会費および納入方法は次のとおりとする。

1. 年会費は、1,000円とする。
2. 卒業後入会時は、入会金10,000円を納入するものとする。（令和7年度卒業生125回生より）
3. 名誉会員は、会費免除とする。（名誉会員は、戦時・平時の活躍を認められ、国以上の叙勲をいう。）
4. 卒業後50年以上の会員は、会費免除とする。
5. 会費納入は、総会時とする。
6. 既納会費は、いかなる理由があっても返納しないものとする。
7. 会費については、社会情勢にあわせて変更することがある。

（会計）

第15条

1. 本会の資金は、補助金、寄附金、会費、その他臨時事業により生ずる収益をもって充てる。
2. 本会の予算は毎年度開始前に理事会で承認を受け、決算は毎年度終了時に承認を得るものとする。また、次期総会で報告し、承認を得るものとする。

（会計帳簿検査）

第16条 本会の会計は、役員の中より2名を互選し、会計帳簿を検査する。

姫路赤十字看護専門学校同窓会会則（旧）

第6章 雑則

第15条 本会則は、総会において出席会員の3分の2の賛成による議決により変更することができる。

第16条 その他必要な事項は、別に定めることができる。

附 則

この規則は、平成13年11月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成14年7月17日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年11月14日より施行する。

姫路赤十字看護専門学校同窓会会則（新）

第6章 雑則

（設立年月日）

第17条 本会は、「姫路赤十字高等看護学院同窓会」として、昭和26年11月4日に設立した。

昭和51年4月1日に「姫路赤十字看護専門学校同窓会」に改称した。

（施行規則の変更）

第18条 本会則は、総会において出席会員の3分の2の賛成による議決により変更することができる。

第19条 その他必要な事項は、別に定めることができる。

【附 則】（規約施行日）

本会則は 昭和26年11月4日から施行する。

附 則 この改正会則は 昭和53年11月5日から施行する。

附 則 この改正会則は 平成6年10月30日から施行する。

附 則 この改正会則は 平成13年11月1日から施行する。

附 則 この改正会則は 平成14年7月17日から施行する。

附 則 この改正会則は 平成20年10月18日から施行する。

附 則 この改正会則は 平成22年11月14日から施行する。

附 則 この改正会則は 令和7年11月22日から施行する。